

（総 則）

- 第1条 受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙仕様書に従い、日本国の法令及び河内長野市の条例を遵守し、人権尊重の認識をもって、この契約（この契約書及び仕様書その他関係書類を内容とする業務の委託契約を言う。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、委託者は、その業務委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。
- 3 委託者は、必要と認めるときは、受託者に対して業務の処理状況について調査し、報告を求め、又は相当な指示を行うことができる。
- 4 受託者は、前項の規定により委託者が行った指示に従い業務を行わなければならない。
- 5 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申し立てについては、委託者の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。
- 6 受託者が共同企業体を結成している場合においては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。

（業務計画書）

- 第2条 受託者は、契約書類に従い、業務の実施に先立って業務計画書（業務日程表、配置人員、緊急時対応その他委託者が業務の履行上必要と認める事項を記載した書面をいう。）を作成し、委託者に提出し、その承諾を受けなければならない。

（業務担当職員）

- 第3条 委託者は、この契約の履行に関し、委託者の指定する職員（以下「業務担当職員」という。）を定めたときは、その氏名を受託者に通知するものとする。業務担当職員を変更したときも、また同様とする。
- 2 業務担当職員は、契約の履行に関して、受託者又は受託者の業務責任者に対する必要な指示、承諾又は協議を行う権限を有する。
- 3 受託者は、業務担当職員について、業務の執行に著しく不相当と認めるときは、委託者に対してその理由を明示して、交替を求めることができる。
- 4 委託者は、前項による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により受託者に通知しなければならない。

（業務主任技術者等）

- 第4条 受託者は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる業務主任技術者を定め、委託者に通知するものとする。業務主任技術者を変更したときも、また同様とする。
- 2 委託者は、業務主任技術者その他受託者の業務従事者について、業務の執行に著しく不相当と認めるときは、受託者に対してその理由を明示して、交替その他の必要な措置をとることを求めることができる。
- 3 受託者は、前項による請求があったときは、当該請求にかかる事項について決定し、その結果を請求を受理した日から10日以内に書面により委託者に通知しなければならない。

（法令上の責任等）

- 第5条 受託者は、業務責任者その他業務従事者の使用者として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、健康保険法（大正11年法律第70号）、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）その他業務に関係する法令の規定を遵守するとともに、これら法令上の一切の責任を負い、

かつ、責任をもって労務管理を行うものとし、善良な管理者の注意をもって業務を履行しなければならない。

（事故の報告）

第6条 受託者は、業務の履行中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何にかかわらず、速やかに応急処置を加えるとともに直ちにその旨を委託者に報告した後、遅滞なく詳細な報告及びその後の具体的な事故防止策について、書面により提出しなければならない。

- 2 前項の事故が個人情報等（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に規定する特定個人情報を含む。）及び河内長野市が保有する死者情報の取扱いに関する規則に規定する死者情報をいう。以下同じ。）及び業務に係る全てのデータの漏洩、滅失、き損等の場合には、受託者は、委託者が指示するまで業務を中止するとともに、速やかに前項に規定する措置を講じなければならない。
- 3 前2項の事故により、以降の業務の円滑な処理を妨げるおそれがあるときは、受託者は、速やかに問題を解決し、業務の処理に与える影響を最小限にするよう努めなければならない。

（個人情報等及び業務に係るデータの保護及び管理に関する受託者の義務）

第7条 受託者は、この契約の履行に際し、個人情報等及び業務に係る全てのデータが適切に保護及び管理されるよう措置を講じるとともに、別紙「河内長野市個人情報等取扱いに関する特記事項」及び委託者から別に配付する「河内長野市情報セキュリティポリシー遵守事項」に定める事項を遵守しなければならない。

- 2 受託者は、自己の業務従事者その他関係人（この業務の再委託先を含む。以下同じ。）に対し、個人情報等及び業務に係る全てのデータの保護及び管理に関して受託者と同様の義務（前項の義務を含む。）を負わせ、遵守させるために監督その他必要な措置を講じなければならない。
- 3 個人情報等及び業務に係る全てのデータの保護及び管理が適切でないと認められる場合、委託者は受託者に対して改善を求めるとともに、個人情報等及び業務に係る全てのデータの管理状況が適切であると認めるまで業務を中止させることができる。

（契約の保証）

第8条 受託者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を委託者に寄託しなければならない。なお、委託者においてその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、委託者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。第19条において「保証事業法」という。）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証

(5) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 受託者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。

- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第6項において「保証の額」という。）は、委託料の100分の10以上（ただし、千円未満の端数がある場合は、その端数を切り上げた金額）としなければならない。

- 4 受託者が第1項第3号から第5号までのいずれかに掲げる保証を付す場合は、当該保証は第30条第2項各号に規定する者による契約の解除の場合についても保証するものでなければならない。
- 5 第1項の規定により、受託者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 6 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の100分の10に達するまで、委託者は、保証の額の増額を請求することができ、受託者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 7 受託者は、第1項第1号の場合において、この契約に定める義務を履行したときは書面をもって契約保証金の還付を請求するものとし、委託者は、当該請求を受けた日から起算して30日以内に受託者に対し契約保証金の還付をしなければならない。この場合において、契約保証金には、利子を付さないものとする。

（契約保証金等の賠償金等への充当）

第9条 第30条第1項又は第3項の規定により受託者が委託者に損害賠償金を支払う場合において、前条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供等が行われているときは、委託者は、当該契約保証金又は担保等をもって損害賠償金に充当することができる。この契約に基づき、委託者が受託者に対してその他の賠償金、損害金又は違約金の請求権を有するときも、また同様とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第10条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承諾を得たときは、この限りではない。

（著作権の譲渡等）

- 第10条の2 受託者は、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る受託者の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利をいう。）を当該著作物の引渡し時に委託者に無償で譲渡するものとする。
- 2 委託者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に公表することができる。
 - 3 委託者は、成果物が著作物に該当する場合には、受託者が承諾したときに限り、既に受託者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。
 - 4 受託者は、成果物が著作物に該当する場合において、委託者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変するときは、その改変に同意する。また、委託者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受託者の承諾なく自由に改変することができる。
 - 5 受託者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないとにかかわらず、委託者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第12条第1項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
 - 6 委託者は、受託者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受託者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

（一括再委託等の禁止等）

第11条 受託者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に再委託（委任し、又は請け負わせることをいう。以下同じ。）してはならない。

- 2 受託者は、業務の一部を第三者に再委託させようとするときは、あらかじめ、書面により委託者の承諾を得なければならない。ただし、委託者が仕様書において指定した軽微な部分を再委託するときは、この限りではない。
- 3 前項の規定にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる者に業務を再委託してはならない。
 - (1) 河内長野市建設工事等指名停止要綱（平成13年河内長野市要綱第51号）第2条第2項に規定する指名停止（以下「指名停止」という。）を受けた者
 - (2) 河内長野市暴力団排除条例（平成26年河内長野市条例第22号。以下「暴力団排除条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）
 - (3) 河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱（平成26年河内長野市要綱第47号）第3条に規定する入札等排除措置要件に該当し、入札等排除措置を受けた者
- 4 委託者は、受託者に対して、業務の一部を再委託した者（以下「再委託先」という。）の当該再委託に係る業務の履行状況その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 5 受託者は、第2項の規定により業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に対し、受託者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督するとともに、委託者に対し、再委託先の受任又は請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。
- 6 委託者は、次の各号に掲げる場合において、受託者に対して、当該再委託先等（再委託先又はこの契約に係る暴力団排除条例第7条に規定する下請負人等をいう。以下同じ。）との契約の解除を求めることができる。この場合において、当該契約が解除された場合における一切の責任は、受託者が負うものとする。
 - (1) 受託者が第2項の承諾を得ずに再委託した場合
 - (2) 第3項各号に掲げるものを再委託先等とした場合

（秘密の保持）

- 第12条 受託者は、業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2 受託者は、自己の業務従事者、再委託先及びその従業員その他関係人について、前項の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
 - 3 前2項の規定は、この契約が終了した後においても同様とする。

（特許権の使用等）

- 第13条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている業務の仕様又は履行方法を使用する場合であって、仕様書に特許権等の対象である旨の明示があるときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。受託者が当該特許権等の存在を知っていたときも同様とする。

（意匠の実施の承諾等）

- 第13条の2 受託者は、自ら有する登録意匠（意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第3項に定める登録意匠をいう。）を設計に用い、又は成果物によって表現される構造物若しくは建築物若しくは成果物を利用して完成した構造物若しくは建築物（以下「本件構造物等」という。）の形状等について同法第3条に基づく意匠登録を受けるときは、委託者に対し、本件構造物等に係る意匠の実施を無償で承諾するものとする。
- 2 受託者は、本件構造物等の形状等に係る意匠登録を受ける権利及び意匠権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、委託者の承諾を得た場合は、この限りでない。

（業務内容の変更）

- 第14条 委託者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、委託者と受託者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

（著しく短い履行期間の禁止）

第15条 委託者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務等の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

（貸与品等）

第16条 委託者が受託者に貸与し、又は支給する器具、図面その他業務に必要な物品等（「以下「貸与品等」という。）の品名、数量、規格、性能、引渡場所及び引渡時期等は仕様書に定めるところによる。

- 2 受託者は、貸与品等の引渡しを受けた時は、委託者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受託者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受託者は、仕様書の定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を委託者に返還しなければならない。
- 5 受託者は、受託者の故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、委託者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（検査及び引渡し）

第17条 受託者は、業務が完了したときは、遅滞なく、委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に給付の完了を確認するための検査を行い、その結果を受託者に通知しなければならない。ただし、業務が河内長野市工事等監督検査規程（平成8年河内長野市規程第2号）別表に掲げる業務区分に該当する場合は結果の通知を要しない。
- 3 委託者は、前項の検査によって業務の完了を確認した後、受託者が成果物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。
- 4 委託者は、受託者が前項の申出を行わないときは、当該成果物の引渡しを委託料の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受託者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 5 受託者は、業務が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して委託者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を業務の完了とみなして前各項の規定を準用する。

（委託料の支払）

第18条 受託者は、前条第2項（同条第5項において準用する場合を含む。）の検査に合格したときは、書面をもって、委託料の支払いを請求するものとする。

- 2 委託者は、受託者から前項の請求があったときは、その請求書を受理した日から起算して30日以内に当該委託料を支払うものとする。
- 3 委託者の責めに帰すべき理由により委託料の支払が遅れた場合には、受託者は、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により財務大臣が定める率で計算した額の遅延利息（以下「遅延利息の率」という。）を委託者に請求することができる。

（引渡し前における成果物の使用）

第18条の2 委託者は、第17条第3項又は第4項の規定による引渡し前においても、成果物の全部又は一部を受託者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、委託者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 委託者は、第1項の規定により成果物の全部又は一部を使用したことによって受託者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（前金払）

- 第19条 受託者は、保証事業会社と、契約書記載の履行期限を保証期限とする保証事業法第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を委託者に寄託して、その証書記載の保証金額の範囲内において、委託料の10分の3を超えない額（10万円未満の端数があれば切り捨てる。）の前払金を請求することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 第18条第2項の規定は、第1項の前金払について準用する。
- 4 受託者は、業務内容の変更その他の理由により著しく委託料が増額された場合において、その増額後の委託料の10分の3から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払いを請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。
- 5 受託者は、業務内容の変更その他の理由により著しく委託料を減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の委託料の10分の5に相当する額を超えるときは、その減額のあった日から30日以内に、その超過額を委託者に返還しなければならない。
- 6 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、委託者と受託者とが協議して返還すべき超過額を定めるものとする。
- 7 委託者は、受託者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

（保証契約の変更）

- 第20条 委託料について前条第4項若しくは第5項の増額若しくは減額をした場合、又は業務内容の変更その他の理由により履行期間を変更した場合においては、受託者は、直ちに保証契約を変更し、変更後の保証証書を委託者に寄託しなければならない。
- 2 受託者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、委託者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受託者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- 3 受託者は、前払金額の変更を伴わない履行期間の変更が行われた場合には、委託者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

（前払金の使用等）

- 第20条の2 受託者は、前払金をこの業務の材料費、労務費、外注費、機械購入費（当該業務において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。

（部分払）

- 第21条 受託者は、業務の完成前に、業務の出来形部分に対する業務委託料相当額（以下「出来高委託料」という。）の10分の9以内の金額を部分払金として請求することができる。ただし、この請求は、契約書記載の回数を超えることができない。
- 2 受託者は、前項の部分払の請求をしようとするときは、あらかじめ、当該請求にかかる業務の出来形部分についての確認を委託者に求めなければならない。
- 3 委託者は、前項の請求があったときは、遅滞なく確認を行い、その結果を受託者に通知しなければならない。
- 4 受託者は、前項の確認があったときは書面をもって部分払いを請求することができる。この場合においては、委託者は、当該請求があった日から起算して30日以内に部分払金を支払わなければならない。

- 5 前払金の支払いを受けている場合において、受託者が請求することができる部分払金の額は、前払金額に出来高委託料の委託料に対する割合を乗じて得た金額を控除した額とする。

（減価採用）

第22条 第17条第2項の検査又は同条第3項の再検査の結果、受託者が行った業務について、契約の内容に適合しないものがあった場合において、以下のいずれかに該当する場合は、相当な委託料の減額を行うことができる。この場合における減額の額は委託者が定める。

(1) 委託者が業務の追完が不能であると判断したとき。

(2) 委託者が相当の期間を定めて次条第2項の業務の追完の催告をし、その期間内に追完がないとき。

- 2 第1項の規定に基づき相当な委託料の減額を行う場合は、第17条第2項の検査又は同条第3項の再検査に合格したものとみなす。

（債務負担行為に係る契約の特則）

第22条の2 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、頭書に定めるとおりとする。

- 2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、頭書に定めるとおりとする。

- 3 委託者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

（債務負担行為に係る契約の前金払の特則）

第22条の3 債務負担行為に係る契約の前金払については、第19条中「契約書記載の履行期限」とあるのは「契約書記載の業務完了の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条及び第20条中「委託料」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第21条第1項の業務料相当額（以下この条及び次条において「前会計年度末業務料相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当該超過額を控除した額）」とする。ただし、この契約を締結した会計年度（以下この条及び次条において「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に前払金の支払いを請求することはできない。

- 2 前項の場合において、契約会計年度について前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第19条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度について前払金の支払いを請求することができない。

- 3 第1項の場合において、契約会計年度に翌会計年度分の前払金を含めて支払う旨が設計図書に定められているときには、同項の規定による読替え後の第19条第1項の規定にかかわらず、受託者は、契約会計年度に翌会計年度に支払うべき前払金相当分（頭書に記載の金額）を含めて前払金の支払いを請求することができる。

- 4 第1項の場合において、前会計年度末業務料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、同項の規定による読替え後の第19条第1項の規定にかかわらず、受託者は、業務料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達するまで当該会計年度の前払金の支払いを請求することができない。

- 5 第1項の場合において、前会計年度末業務料相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金の保証期限を延長するものとする。

（債務負担行為に係る契約の部分払の特則）

第22条の4 債務負担行為に係る契約において、前会計年度末業務料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受託者は、当該会計年度の当初に当該超過額（以下この条において「出来高超過額」という。）について部分払を請求するこ

とができる。ただし、契約会計年度以外の会計年度においては、受託者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払の支払いを請求することはできない。

- 2 この契約において、前払金の支払いを受けている場合の部分払金の額については、第21条第4項及び第5項の規定にかかわらず、次の式により算定する。

部分払金の額 $\leq$ 業務料相当額 $\times 9/10 -$ （前会計年度までの支払金額 $+$ 当該会計年度の部分払金額） $-$ 〔業務料相当額 $-$ （前会計年度までの出来高予定額 $+$ 出来高超過額）〕 $\times$ 当該会計年度前払金額 $/$ 当該会計年度の出来高予定額

- 3 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、頭書のとおりとする。ただし、河内長野市契約事務規則（平成8年河内長野市規則第7号）第49条の2の規定により部分払を行う回数は、算入しない。

（債務不履行が生じた場合の取扱い）

第23条 受託者は、業務について、この契約に定められたとおりに履行できないことが明らかになったときは、遅滞なく委託者に報告しなければならない。

- 2 委託者は、受託者に対し、相当の期間を定めて業務の追完を求めることができる。

（債務不履行による損害賠償）

第24条 受託者がこの契約に基づく債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、委託者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、委託者は、次に掲げるときは、受託者に対し債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 受託者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

- 3 前2項において受託者が負う責任は、第17条第2項の検査又は同条第3項の再検査に合格したことをもって免れるわけではない。

（履行遅滞等）

第25条 受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合において、履行期間経過後相当の期間内に完成する見込みがあると認めるときは、委託者は、受託者に対して履行期間の延長を求めることができる。この場合において、その延長日数は委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

（不当な取引制限等に係る損害賠償金）

第26条 受託者（共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、委託者に対し、損害賠償金として、委託料の100分の20に相当する額を、委託者の指定する期間内に納付しなければならない。この場合において、委託者がこの契約を解除するか否かを問わず、又、この契約が履行された後についても同様とする。

(1) 受託者が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等（独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は同法第62条第1項に規定する納付命令（同法第7条の2第4項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。）をいう。以下同じ。）を受け、これらが確定したとき（確定した納付命令が同法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。）。

(2) この契約について、確定した排除措置命令等（受託者以外の者に対するものに限る。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。

(3) 確定した排除措置命令等において、受託者に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示

- された場合（この契約が、示された場合を除く。）に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- (4) 受託者又は受託者の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。
- 2 前項の場合において、受託者がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は受託者若しくは受託者の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により委託者が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、委託者は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。
- 3 第1項の規定により受託者が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の委託料に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払いの日から、支払いの日の民事法定利率（民法第404条の規定に基づく率をいう。以下同じ。）の割合による利息を付さなければならない。
- 4 前3項の場合において、受託者が設計共同体であり、既に解散しているときは、委託者は、受託者の代表者であった者及び構成員であった者に損害賠償金の支払いを請求することができる。この場合において、受託者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して前3項の額を委託者に支払わなければならない。
- 5 第1項の規定に該当する場合においては、委託者は、催告することなくこの契約を解除することができる。

（委託者の解除権）

- 第27条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて書面によりその履行を催告し、その期間内に履行が無いときは、この契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときはこの限りではない。
- (1) 第10条の書面を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 第11条第6項の規定により、委託者から再委託先等との契約の解除を求められた場合において、これに従わなかったとき。
- (3) 正当な理由なくこの契約を履行しないとき、又は契約期間内に履行の見込みがないとき。
- (4) 正当な理由なく第23条第2項に定める追完がなされないとき。
- (5) この契約の履行にあたり委託者の指示に従わないとき又は委託者の職務の執行を妨げたとき。
- (6) 前各号のほかこの契約に違反したとき。
- 2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。
- (1) 第10条の規定に違反し、受託者が委託者の承諾を得ずにこの契約から生じる債権を譲渡したとき。
- (2) 受託者の債務の全部が履行不能であるとき。
- (3) 受託者がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受託者の債務の一部の履行が不能である場合又は受託者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達成することができないとき。
- (5) 契約の性質や委託者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達する事ができない場合において、受託者が履行をしないでその期間を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、委託者が前項の催告をしても、受託者がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (7) 受託者が第34条第1項の規定によらないで、この契約の解除を申し出たとき。
- (8) 暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に、この契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

- (9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。
 - (10) 委託者に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。
 - (11) 監督官庁から営業許可の取消、停止等の処分を受けたとき。
 - (12) 指名停止を受けたとき。
 - (13) その他この契約を継続しがたい重大な事由が生じたとき。
- 3 前各項各号に掲げる事項が委託者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、委託者は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第28条 受託者及び再委託先等は、河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱第11条に規定する誓約書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者がその必要がないと認める場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

- 第29条 委託者は、受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者をいう。この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。
- (1) 暴力団排除条例第8条第1項第6号に基づき、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。
 - (2) 第11条第6項第2号の規定により同条第3項第2号又は第3号に掲げるものを再委託先等として相手方とする契約の解除を求められたが、受託者が当該契約の解除の求めを拒否したとき。
 - (3) 前2号の場合のほか、受託者が河内長野市の契約からの暴力団排除措置要綱第3条に規定する入札等排除措置要件に該当し、入札等排除措置を受けたとき。

（契約が解除された場合の損害賠償金等）

- 第30条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受託者は、委託者に対して委託料の100分の10に相当する額の損害賠償金を委託者に支払わなければならない。ただし、第8条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供等が行われている場合においては、当該契約保証金又は担保等に係る契約保証金の金額を本条の規定により支払うべき損害賠償金の金額とみなす。
- (1) 第27条の規定によりこの契約が解除された場合（受託者の責めに帰することができない事由による場合を除く。）
 - (2) 受託者がその債務の履行を拒否し、又は受託者の責めに帰すべき事由によって受託者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する者とみなす。
- (1) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 前条の規定により契約が解除された場合においては、受託者は、委託料の100分の20に相当する額を損害賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 第1項又は第3項に規定する場合（第2項によりみなされた場合を含む。）において、委託者に生じた現実の損害額が同項の損害賠償金の額を超える場合において、その超過分につき、委託者の受託者に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

第31条 委託者は、第27条の規定により契約を解除した場合において、受託者が、業務の一部を処理しているときは、その割合に応じた委託料相当額を支払うものとする。

（契約不適合の責任期間）

第32条 受託者が行った業務の種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるとき、追完、損害賠償及び代金の減額請求並びに契約の解除は、委託者がその不適合を知ったときから1年以内に受託者に通知しなければ、することができない。ただし、委託者が成果物の引渡しを受けた時点において、受託者がその不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りではない。

（業務完了前の委託者の任意解除権）

第33条 委託者は、業務を完了するまでの間は、第27条第1項及び第2項並びに第29条に規定する場合のほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

- 2 前項の規定により契約を解除した場合において、委託者は、受託者が業務の一部を処理しているときは、その割合に応じた委託料相当額を支払うものとする。
- 3 委託者は、第1項の規定により契約を解除したことにより受託者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受託者の解除権）

第34条 受託者は、委託者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行が無いときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過したときにおける債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではない。

- 2 受託者は、第14条の規定により業務の内容を変更したため、委託料が3分の2以上減少したときには、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除できる。
- 3 前2項の規定により受託者がこの契約を解除した場合において、受託者が損害を受けたときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。ただし、委託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

第35条 第31条の規定は、前条の規定により受託者が契約を解除した場合に準用する。

（解除の効果）

第36条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は将来に向かってのみ消滅する。ただし、第7条、第12条、第31条（前条の規定により準用する場合を含む。）及び次条の規定による義務については解除にかかわらずなお存在する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除された場合において、既履行部分の引渡しを受ける必要があると認めたときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、委託者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下この条及び次条において「既履行部分委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。
- 3 前項に規定する既履行部分委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、委託者が定め、受託者に通知する。

（解除に伴う措置）

第37条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第19条（第22条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、受託者は、第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項の規定による解除にあつては、当該前払金の額に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第33条又は第34条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を委託者に返還しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第19条（第22条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、委託者は、当該前払金の額を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除す

る。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受託者は、第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項の規定による解除にあつては、当該余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ契約を締結した日における遅延利息の率で計算した額の利息を付した額を、第33条又は第34条の規定による解除にあつては、当該余剰額を委託者に返還しなければならない。

- 3 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品の納入、原状回復した上での返還、又は返還に代わる損害賠償のうち、委託者が指定する方法によらなければならない。
- 4 受託者は、この契約が業務の完了前に解除された場合において、作業現場に受託者が所有又は管理する業務の出来形部分（第31条の規定（第35条の規定により準用する場合を含む。）に係る部分及び前条第2項に規定する検査に合格した既履行部分を除く。以下この条において同じ。）、調査機械器具、仮設物その他の物件（第11条第4項の規定による再委託先が所有又は管理するこれらの物件を含む。以下この条において同じ。）があるときは、受託者は、当該物件を撤去するとともに、作業現場を修復し、取片付けて、委託者に明け渡さなければならない。
- 5 前項に規定する撤去並びに修復及び取片付けに要する費用（以下この項及び次項において「撤去費用等」という。）は、次の各号に掲げる撤去費用等につき、それぞれ各号に定めるところにより委託者又は受託者が負担する。
 - (1) 業務の出来形部分に関する撤去費用等 この契約の解除が第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項によるときは受託者が負担し、第33条又は第34条によるときは委託者が負担する。
 - (2) 調査機械器具、仮設物その他物件に関する撤去費用等 受託者が負担する。
- 6 第4項の場合において、受託者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は作業現場の修復若しくは取片付けを行わないときは、委託者は、受託者に代わって当該物件の処分又は作業現場の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受託者は、委託者による処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、委託者が支出した撤去費用等（前項第1号の規定により、委託者が負担する業務の出来形部分に係るものを除く。）を負担しなければならない。
- 7 第3項前段に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第26条第5項、第27条、第29条又は第30条第2項によるときは委託者が定め、第33条又は第34条の規定によるときは受託者が委託者の意見を聴いて定めるものとし、第3項後段及び第4項に規定する受託者のとるべき措置の期限、方法等については、委託者が受託者の意見を聴いて定めるものとする。
- 8 業務の完了後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については委託者及び受託者が民法の規定に従って協議して決める。

（保険）

第38条 受託者は、仕様書に基づき火災保険その他の保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに委託者に提示しなければならない。

（一般的損害）

第39条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項又は第3項に規定する損害を除く。）については、受託者がその費用を負担する。ただし、その損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第39条の2 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定する賠償額（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、委託者の指示、貸与品等の性状その他委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者がその賠償額を負担する。ただし、受託者が、委託者の指示又は貸与品等が不適當であること等委託者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、委託者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受託者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受託者が負担する。

4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、委託者及び受託者は協力してその処理解決に当たるものとする。

（賠償金等の徴収等）

第40条 受託者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、委託者は、その支払わない額に委託者の指定する期間を経過した日から委託料支払の日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、委託者の支払うべき委託料とを相殺し、なお不足があるときは、追徴する。

（補則）

第41条 この契約に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じたときは、河内長野市契約事務規則及び河内長野市会計事務規則（平成8年河内長野市規則第9号）に従うものとし、その他は必要に応じて委託者と受託者とが協議して定めるものとする。